

認定臨床研究審査委員会の設置状況

令和7年8月1日時点

～ 認定臨床研究審査委員会数 ～

(単位:委員会)

国立大学法人	学校法人	独立行政法人	地方独立行政法人
35	17	7	11
特定非営利活動法人	一般社団法人 一般財団法人	病院・診療所の開設者	合計
2	1	8	81

<近畿厚生局>（15委員会）

【福 井】(大)福井大学
【滋 賀】(大)滋賀医科大学
【京 都】(大)京都大学
(地独)京都府立医科大学
【大 阪】(大)大阪大学
(学)大阪医科薬科大学
(学)近畿大学
(地独)大阪公立大学医学部付属病院
(地独)大阪府立病院機構大阪国際がんセンター
(地独)大阪府立病院機構医療センター
(病診)国立循環器病研究センター
【兵 庫】(大)神戸大学
(地独)神戸市民医療機構
【奈 良】(地独)奈良県立医科大学
【和歌山】(地独)和歌山県立医科大学

<中国四国厚生局>（10委員会）

【鳥 取】(大)鳥取大学
【島 根】(大)島根大学
【岡 山】(大)岡山大学
(学)川崎医科大学
【広 島】(大)広島大学
【山 口】(大)山口大学
【徳 島】(大)徳島大学
【香 川】(大)香川大学
【愛 媛】(大)愛媛大学
【高 知】(大)高知大学

<九州厚生局>（7委員会）

【福 岡】(大)九州大学
(特非)治験ネットワーク福岡
【佐 賀】(大)佐賀大学
【熊 本】(病診)熊本大学
【長 崎】(大)長崎大学
【鹿児島】(大)鹿児島大学
【沖 縄】(大)琉球大学

<北海道厚生局>（1委員会）

【北海道】(大)北海道大学

<東北厚生局>（5委員会）

【青 森】(大)弘前大学
【岩 手】(学)岩手医科大学
【宮 城】(大)東北大学
【秋 田】(大)秋田大学
【福 島】(地独)福島県立医科大学

<東海北陸厚生局>（12委員会）

【富 山】(大)富山大学
【石 川】(大)金沢大学
(学)金沢医科大学
【静 岡】(大)浜松医科大学
(病診)静岡県立静岡がんセンター
【愛 知】(大)名古屋大学
(学)藤田医科大学
(学)愛知医科大学
(独)国立病院機構名古屋医療センター
(地独)名古屋市立大学
(病診)愛知県がんセンター
【三 重】(大)三重大学

<関東信越厚生局>（31委員会）

【茨 城】(大)筑波大学
【栃 木】(学)自治医科大学
【群 馬】(大)群馬大学
【埼 玉】(学)埼玉医科大学
(大)防衛医科大学
【千 葉】(大)千葉大学
(独)国立がん研究センター東病院
(独)量子科学技術研究開発機構
【東 京】(大)東京科学大学
(大)東京大学
(学)慶應義塾
(学)昭和医科大学
(学)日本医科大学
(学)順天堂大学
(学)日本大学医学部附属板橋病院
(学)慈恵大学
(学)帝京大学
(独)国立がん研究センター中央病院
(病診)国立健康危機管理研究機構
(独)国立精神・神経医療研究センター
(独)国立成育医療研究センター
(地独)東京都健康長寿医療センター
(病診)服部クリニック
(病診)がん研究会有明病院
(一社)日本先進臨床研究会
(特非)HURECS
【神奈川】(病診)医療法人社団こころみ
(学)東海大学
(地独)横浜市立大学
(病診)徳洲会
【新 潟】(大)新潟大学

jRCT登録データの公表状況について

令和5年3月に日本医薬情報センター臨床試験情報（JapicCTI）及び日本医師会 臨床試験登録システム（JMACCT-CTR）の登録情報をjRCTに統合。研究の種別は一度未分類として移行したため、登録者による種別の変更を受付中。

令和7年8月1日時点

種別	H30.3 以前	H30.4 – H31.3	H31.4 – R2.3	R2.4 – R3.3	R3.4 – R4.3	R4.4 – R5.3	R5.4 – R6.3	R6.4 – R7.3	R7.4-	合計
特定臨床研究	※1 909	188	423	429	403	394	351	409	114	3620 (終了件数：1892)
非特定臨床研究	※1 21	19	65	80	112	100	135	147	56	735 (終了件数：130)
企業治験	148	132	222	※2 405	608	516	525	612	205	3373
医師主導治験	3	27	67	※2 74	77	75	59	64	20	466
その他 ※3	71	16	34	75	※2 275	337	446	534	151	1939
未分類	4274	379	302	118	0	0	0	0	0	5073

※1：経過措置対象。人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づき、法施行前から実施されていた、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を用いた侵襲及び介入を伴う臨床研究で、法施行に伴い、jRCTへの登録が必要となったものを指す。

※2：治験の実施に関するデータベース登録は、令和2年8月31日付けの薬機法施行規則改正に伴って発出された施行通知により、新規に開始する治験の登録先はjRCTに一本化。令和3年6月30日に施行された人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針により、当該指針に基づいて実施される研究はjRCT等に登録することを義務付け。

※3：臨床研究法に規定する臨床研究及び治験以外のもの（観察研究、製造販売後臨床試験、使用成績調査、手術・手技等）を指す。